

平成 29 年 8 月 15 日

(株)住宅新報社

出版・企画グループ

TEL.03-6403-7806

【法改正等】 上記書籍に、以下のような法改正等による修正が生じたので、お知らせいたします。

| ページ・位置 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------------------|--|--|
| P41 下 7 行目 | 宅建業に関し取引をした者は、 | 宅建業に関し取引をした者（ 宅建業者に該当する者を除く ）は、 |
| P44 本文 3 行目「業務である。」の次に行を改めて追加。 | 保証協会は、宅建士等に対する研修を充実させるため、宅建士等に対する研修の実施に要する費用の助成をすることができる。 | |
| P47 「①」 4 行目 | も含む。 | も含むが、 宅建業者に該当する者は除かれる。 |
| P54 下 3 行目「が必要である。」の次に行を改めて追加。 | なお、媒介契約を締結した宅建業者は、当該媒介契約の目的物である宅地または建物の売買または交換の申込みがあったときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならない。 | |
| P59 | ③ | ④ |
| P59 | ④ | ⑤ |
| P59 「②」 末尾の次に行を改めて追加。 | ③ 相手方が宅建業者である場合には、重要事項説明書の交付のみであり、重要事項の説明を要しない。 | |
| P65 「〔1〕」 本文 1 行目～2 行目 | (<u>売主、貸主を含む</u>) | (売主、買主を含むが、宅建業者を除く) |
| P94 「【従業者名簿の記載事項】」 表中「1」欄 | 氏名・ <u>住所</u> | 氏名 |